

2.(1)① 認知症専門ケア加算等の見直し

概要

【ア：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護施設、介護療養型医療施設、介護老人保健施設】

- 認知症専門ケア加算等について、各介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点から、以下の見直しを行う。
- ア 訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、他のサービスと同様に、認知症専門ケア加算を新たに創設する。【告示改正】
- イ 認知症専門ケア加算（通所介護、療養通所介護）の算定の要件の一つである、認知症専門ケアについて認知症ケアに関する専門性の高い看護師（※1）を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師（※2）を、加算の配置要件の対象に加える。【通知改正】
- なお、上記の専門研修により受講しやすい環境整備を行う。
- ※1 認知症ケアに関する専門研修
認知症専門ケア加算（Ⅰ）：認知症介護実践リーダー研修
認知症専門ケア加算（Ⅱ）：認知症介護指導者養成研修
認知症加算・認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修
、認知症介護実践者研修
- ※2 認知症ケアに関する専門性の高い看護師
認知症専門看護師教育課程「認知症看護」の研修
①日本看護協会認定看護師教育課程「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」
③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

単位数

アについては、以下のとおり。
イについては、単位数の変更はなし。

<現行>
なし
⇒

<改定後>
認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位／日 (新設) ※
認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 单位／日 (新設) ※

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ）90単位／月、認知症専門ケア加算（Ⅱ）120単位／月

算定要件等

アについては、以下のとおり。
イについては、概要欄のとおり。

<認知症専門ケア加算（Ⅰ）> (※既往要件と同)

- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上
- ・ 認知症介護実践リーダー研修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上が20名未満の場合は1名以上、専門的な認知症ケアを実施
- ・ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアには技術的指導に係る会議を定期的に開催

<認知症専門ケア加算（Ⅱ）> (※既往要件と同)

- ・ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- ・ 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

2. (1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

概要

【全サービス（介護サービス情報公表制度の対象とならない居宅療養管理指導を除く）★】

- 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導を除く）を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることがあります。【通知改正】
具体的には、通知「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平18老振発03331007）別添1について以下の改正を行う。

現行

別添1：基本情報調査票（下の表は、夜間対応型訪問介護の例）

事業所名：（記番）

事業所番号：

基本情報調査票：夜間対応型訪問介護

計画年度	年度	記入年月日
記入者名	所属・職名	

3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況

（その内容）

実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組		
アセシサー（評価者）の人数	レベル2①	レベル3
段位取得者の人数	人	人
外部評価（介護プロフェッショナルキャリア段位制度）の実施状況	[] 0なし・1あり	人

2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

概要

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障の実現を実現していく観点から、介護に携わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サビス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】

その際、3年の経過措置期間を設けることとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

R3.1.13 諮問・答申済

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進

【認知症介護基礎研修】



新任の介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識、技能を修得



【目標】

介護に携わる全ての職員
受講

【認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修】



- ・社会福祉士、介護福祉士等の資格を有する者又はこれに準ずる者
- ・認知症介護実践者研修を修了した者又はそれと同等の能力を有すると都道府県等が認めた者
- ・地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

指導者
研修

・認知症介護実践研修の企画立案、介護の質の改善について指導できる者を養成

実践リーダー
研修

・事業所内のケアチームにおけるリーダーを養成

実践者研修

認知症介護実践研修
ステップアップ

実践者研修

・原則、身体介護に関する知識、技術を修得しており、概ね実務経験2年程度の者

2. (4)② 訪問入浴介護の報酬の見直し

概要 【訪問入浴介護★】

- 訪問入浴介護について、利用者への円滑な初回サービス提供と、利用者の状態に応じた臨機応変なサービス提供に対し適切な評価を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 新規利用者へのサービス提供に際して、事前の居宅訪問を行いうなど、事業者に一定の対応が生じていることを踏まえ、新規利用者に対して、初回のサービス提供を行った場合を評価する。【告示改正】
 - イ 清拭又は部分浴を実施した場合の減算幅を見直す。【告示改正】

単位数

<現行>

ア なし

初回加算 200単位／月（新設）



<改定後>

イ 清拭又は部分浴を実施した場合は
30%／回を減算

清拭又は部分浴を実施した場合は
10%／回を減算

算定要件等

- ア 初回加算
 - 訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の訪問入浴介護を行うこと。
 - 初回加算は、初回の訪問入浴介護を実施した日に算定すること。
- イ 清拭又は部分浴を実施した場合の減算（現行と同様）
 - 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したとき。

2.(7)⑤ 特例居宅介護サービス提供の確保

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護★、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、訪問療養管理指導★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、短期入所療養★、通所リハビリテーション★、小規模多機能型居宅介護★、小規...】

概要

- 中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の方...
分権改革に関する提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う。【告示改正】

○サービス確保が困難な離島等の特例

指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認められる場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができる。
【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③笠原諸島 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

○中山間地域等に対する報酬における評価

訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価

	単位数	要件
① 特別地域加算	15／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③笠原諸島 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域
② 中山間地域等の小規模事業所加算	10／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域
③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5／100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤沖縄の離島 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

4. (1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、看護施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護老人施設、介護療養型医療施設、介護医療院】
〔介護、認知症対応型共同生活介護★、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。〕

概要

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。
 - ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるよう見直しを行うこと。**【通知改正】**
 - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - 職員のキャリアアップに資する取組
 - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - 生産性の向上につながる取組
 - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
 - ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。**【告示改正】**

4.(1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

概要

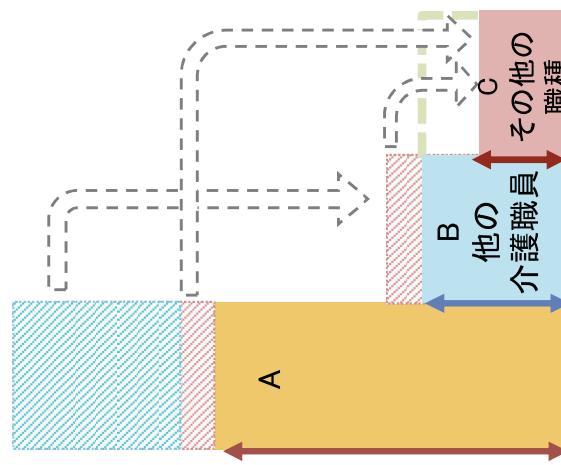
【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、看護老人保健施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護施設、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人施設】
介護、認知症対応型共同生活介護、介護職員等特定処遇改善加算】

- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
- 平均の賃金改額の配分ルールについて、「その他の職種」は「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、「経験・技能のある介護職員」は「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。

現行

平均賃上げ額が

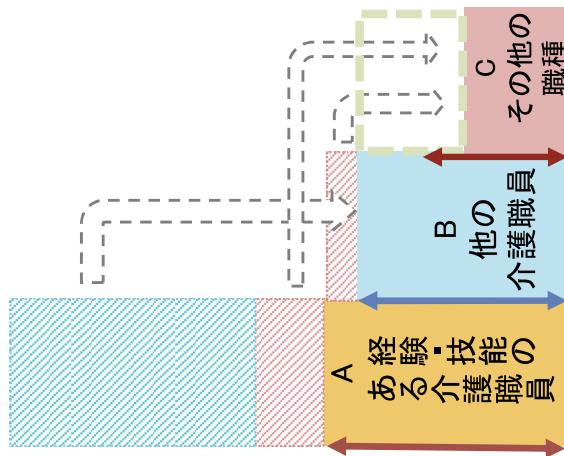
2以上 : 1 : 0.5以下



改定後

平均賃上げ額が

A > B 1 : 0.5以下



4. (1)③ サービス提供体制強化の見直し

【定期巡回・隨時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設入居者生活介護★、介護老人保健施設入居者生活介護★】

心主運行型 地域密着院 護医概要

）サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う【改正】

等要件定算・数位單

資格・勤続年数要件	単位		
	加算 I (新たな最上位区分)	加算 II (改正前の加算 I イ相当)	加算 III (改正前の加算 I 口、加算 II、加算 III相当)
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②勤続7年以上の者が30%以上
訪問看護 看護・通所介護	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が30%以上 (ロ) 勤続3年以上の者が30%以上
訪問リハビリテーション	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が1人以上 (ロ) 勤続3年以上の者が1人以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上
通所介護、通所リハビリーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上30%以上
特定制施設入居者生活介護※ 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上
短期入所生活介護、短期入所療養介護 介護老人福祉施設※ 地域密着型介護老人福祉施設※、介護医療院※ 介護老人保健施設※、介護医療院※ 介護療養型医療施設※	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいざれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上

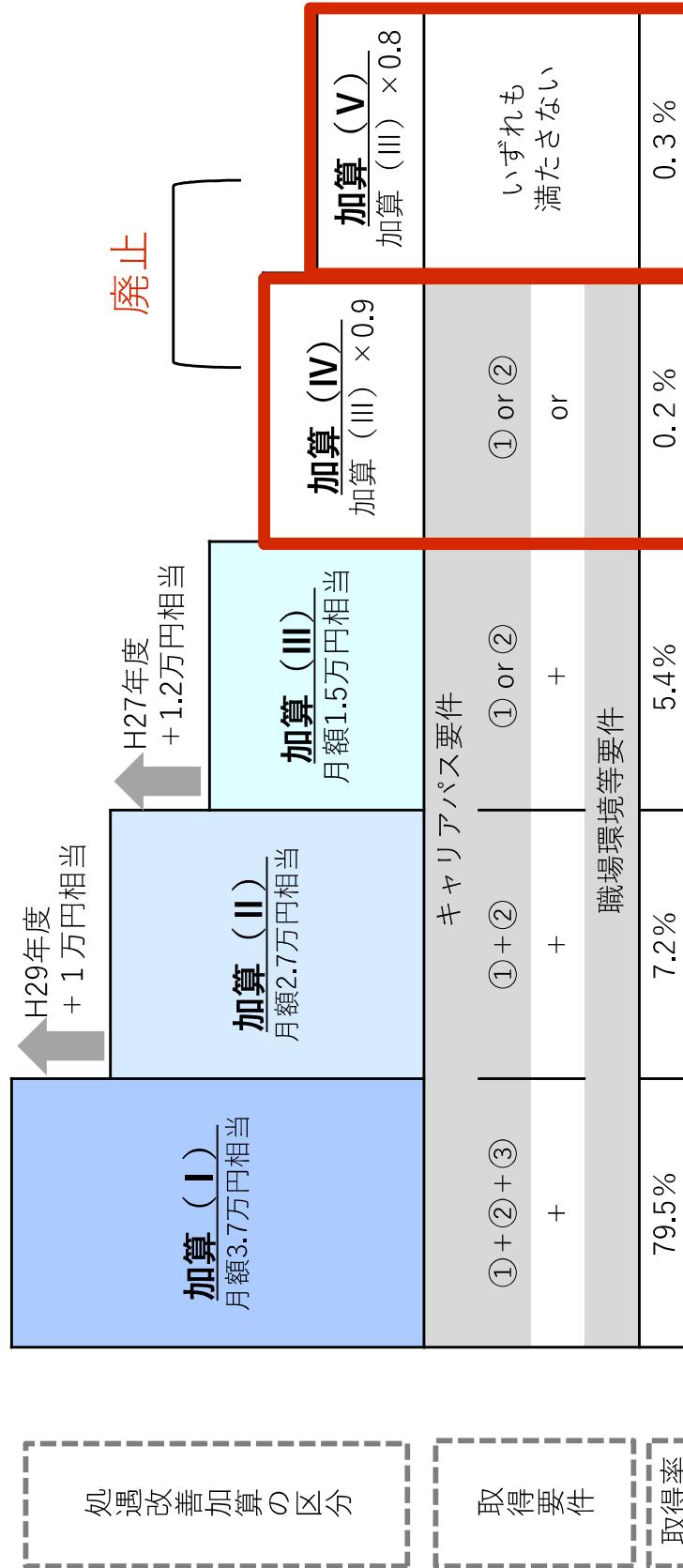
(注1)表中、複数の単位が設定されているものについては、いずれか1つのみを算定することができる。

(注2)企護職員に係る要件は、「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件

5. (1)⑩ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止

概要
【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリーション★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護★、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設】

- 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点での同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。**【告示改正】**



<キャラリアパス要件>

①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること

②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

5.(1)⑫ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

【ア：訪問系サービス★（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス★（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）、福祉用具貸与★（居宅介護支援）】

- サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、以下の対応を行う。

一部R3.1.13 諮問・答申済

ア 訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）及び福祉用具貸与には、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してもサービス提供を行う場合に、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする【省令改正】。また、事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付すこととは差し支えないことを明確化する【通知改正】。

イ 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。
(居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行)